

御前崎市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時において電気を起因とする火災の発生を住民自らが防止することを目的とし、感震ブレーカーの設置をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、御前崎市公共料金や市税の滞納をしていない者（同一世帯に属する者を含む。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住宅を所有、又は居住する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの。ただし、賃貸目的の住宅である場合には、当該住宅の居住者が所有者又は管理者の承諾を受けて設置するときに限る。
- (2) 市内に自らが居住するための住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で上限3万円（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

- 2 新築の場合は、一律1万円とする。
- 3 補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御前崎市感震ブレーカー設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置場所が確認できる写真又は図面
- (2) 補助対象経費の見積書の写し（第3条第2号に該当する者を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが認められないときは、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により補助金不交付の決定を申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ御前崎市感震ブレイカー設置費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費が20パーセントを超える変更をしようとするとき。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、速やかに承認の可否を決定し、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了したときは、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して60日以内又は補助金交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

（1） 施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号に該当する者は施工後の写真のみ。）

（2） 領収書の写し（第3条第2号に該当する者を除く。）

（交付の確定及び通知）

第10条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助金交付の確定を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付確定を受けた者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
氏 名
〔署名又は記名押印〕
電 話 番 号

御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付要綱第6条の規定により、御前崎市感震ブレイカー設置費の補助を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ついては、補助金申請のため、上記申請者（同一世帯を含む。）に係る市税等の納付調査及び住民基本台帳による調査の実施について承諾いたします。

1 設置予定製品等について

購入・設置予定製品	メーカー名	
	製品・品番号	
購入・設置に要する金額（税込金額） ※新築時に設置の場合は不要		円
申請金額 ※「購入・設置に要する金額」×2/3 （千円未満切捨て、上限額3万円） ※新築時に設置の場合は一律1万円		円
着工/完了予定		年 月 頃 / 年 月 頃
設置場所		御前崎市
区 分		①持ち家 ②賃貸住宅

2 所有者又は管理者の承諾（1の区分で②賃貸住宅の場合に記入）

私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。	年 月 日
所有者又は管理者 住所 氏名	

3 添付資料

- (1) 感震ブレイカーの設置場所が確認できる写真又は図面
- (2) 補助対象経費の見積書の写し（新築時に設置の場合は不要）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

御前崎市感震ブレーカー設置費補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった御前崎市感震ブレーカー設置費補助金の交付について、
下記のとおり交付(不交付)を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

御前崎市感震ブレイカー設置費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた御前崎市感震ブレイカー設置費補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

3 交付決定額 円

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8号関係）

御前崎市感震ブレイカー設置費補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付け 第 号で決定した感震ブレイカー設置費補助金（変更・中止・廃止）については、御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認の内容

2 交付決定変更額 円

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

御前崎市感震ブレーカー設置費補助金実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた感震ブ
レーカーの設置が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補 助 金 名	事業に要した経費	交付決定額	備 考
感震ブレーカー設置費補助金	円	円	

関係書類

(1) 施工前及び施工後の状況が確認できる写真

※新築時に設置の場合は、施工後の写真

(2) 領収書の写し

※新築時に設置の場合は不要

様式第6号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)

御前崎市感震ブレイカー設置費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで完了報告のあった御前崎市感震ブレイカー設置費補助金の交付について、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

様式第7号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

御前崎市感震ブレーカー設置費補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた御前崎市
感震ブレーカー設置費の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

<振込先>

金融機関名	支店名
預金種目 普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号
フリガナ	
口座名義	